



弁理士による知財財産権に関する相談窓口のご案内	1
All Bunkyo 企業人交流会を開催します !!	1
中小企業ダイバーシティ人材採用促進事業	2
文の京若年者向け就職面接会のご案内	2
新春特別講演会「チームビルディングの実践」	3
文京区信用保証料補助終了のお知らせ	3
補助金検索システムをご活用ください !	3
医療関連産業支援セミナーを開催します	4
【コラム】 中小企業支援の現場より ～「安全衛生」に取り組みましょう「安全は全てに優先する」～	4・5
文京区景況調査 今期の特徴点	6
特別調査 「不透明感が増す経済社会情勢と中小企業経営」	7
育児・介護休業法 改正ポイントのご案内	8



文京産業ニュース <ビガー>

VIGOR

文京産業ニュース 162

編集・発行

本誌掲載記事に関するお問い合わせ先

文京区 区民部 経済課

〒112-8555 文京区春日1-16-21

TEL: 5803-1173

FAX: 5803-1936

弁理士による知的財産権に関する相談窓口のご案内

場 所	東京商工会議所文京支部（文京シビックセンター地下2階）
時 間	13時00分～17時00分、1回の相談時間は50分間（最終受付は16時00分）
対 象	区内で事業を営んでいる方で、知的財産権について相談されたい方
申込方法	電話またはFAX（事前予約制）
電話番号	03-3811-2683

※令和7年度中の日程は、以下のとおりです。

令和7年 12月16日（火曜日）

令和8年 1月20日（火曜日）、2月17日（火曜日）、3月17日（火曜日）

All Bunkyo 企業人交流会を開催します!!

文京区内企業のネットワークの強化や企業の相互発展を目的として、区内の大企業・中小企業・個人事業主の勉強会&交流会である「All Bunkyo企業人交流会」を開催します。

今回は『「デザイン思考で学ぶ 顧客に選ばれる提供価値の磨き方」～「30の価値要素」と「顧客軸」分析による、価格競争からの脱却戦略～』をテーマに、講話やグループごとの意見交換、交流等を行う予定です。エネルギー価格や原材料費の高騰等、中小企業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、「強い事業基盤の構築」に取り組むための方法論や成功事例を聞いてみませんか？自社の価値を再度見直し、磨き上げるきっかけとしてぜひご活用ください。

日 時	令和8年 2月5日（木）14:00～16:30	
対 象 者	区内の企業にお勤めの方（代表者含む）、個人事業主	
内 容	【第1部】基調講演	
	タイトル	『「デザイン思考で学ぶ 顧客に選ばれる提供価値の磨き方」～「30の価値要素」と「顧客軸」分析による、価格競争からの脱却戦略～』
	講 師	法政大学経営大学院 准教授 岩瀬 敦智 氏
	【第2部】グループミーティング	
	【第3部】フリー交流（名刺交換会）	
会 場	文京区民センター会議室3-A（文京区本郷4-15-14）	
費 用	無料	
定 員	60名(先着順・1社あたり2名まで)。	
申込方法	区ホームページの申込フォームに必要事項を記入の上、お申込みください。	
申込期限	令和8年1月29日(木)	



▲文京区HP

【お問い合わせ】文京区 経済課 産業振興係 TEL: (5803)1173

(中小企業ダイバーシティ人材採用促進事業)

区内中小企業における求人を募集しています！

文京区では、区内中小企業の人材確保に関する取組を支援するため、中小企業ダイバーシティ人材採用促進事業を実施しています。ぜひ積極的にご活用ください。

- ①区内中小企業向けに、セミナーや採用支援を通じて、多様な地域人材を採用・活用できるノウハウを提供します。
 ②区内中小企業に就職を希望する就職氷河期世代、女性、大学のリカレント教育課程受講者から求職者を集め、セミナーや職場見学等を通じて、区内中小企業への就業意欲を醸成し、企業とのマッチング支援を行います。

事業概要

事業内容	【1. 中小企業採用戦略セミナー】 ※Zoomによるオンデマンド配信のため随時視聴可 (基礎編)：生き残る中小企業へ「求人の弱点」 (実践編)：決心を集める！面接&採り込み術 【2. マッチング支援】 区内中小企業へ就職を希望する求職者と企業とのマッチング支援 人材の採用をご検討の企業様は、随時、求人を受け付けていますので、右記のQRコードからお申込みください。 (求職者) (1)就職氷河期世代、(2)女性(年齢制限なし)、(3)日本女子大学のリカレント教育課程受講者 ※求職者に対しては別途、セミナーを実施 【3. インターンシップ】 希望する求職者を対象にインターンシップ又は職場見学を実施 ※実施前から実施後に至るまで、区内中小企業及び求職者のサポートを行います。	 ▲お申込み、お問い合わせはこちら
対 象	人材の採用を希望する区内中小企業	
参 加 費	無料	
問 合 せ	電話でパーソルビジネスプロセスデザイン(株) ☎03(6838)9145へ (受付時間：平日9：00～18：00) bunkyo@os.persol-bd.co.jp	 ▲文京区HP

ふみ みやこ 文の京若年者向け就職面接会のご案内

39歳以下の就職希望者を対象に、複数の企業の出展による合同就職面接会を開催します。
 人材の採用を希望される企業様を募集いたします。
 多くの方のご参加をお待ちしております！

日 時 令和8年1月28日(水)

午後0時40分～午後4時(予定)

(受付：午後0時15分～午後3時)

会 場 文京シビックセンター 2F 小ホール(文京区春日1-16-21)

対 象 39歳以下の就職希望者・人材の採用を希望する文京区内企業

参加費 就職希望者、参加企業ともに無料

定 員 参加企業：8社程度

内 容 ①参加企業より事業活動の紹介・企業PR

②参加企業の個別ブースによる面接会

申込方法 ハローワーク飯田橋 HP をご確認ください。(11月下旬掲載予定)



▲ハローワーク
飯田橋HP

【申込・問合せ先】ハローワーク飯田橋 事業所第二部門 TEL：03-3812-8609 32#
<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/iidabashi/event.html>

新春特別講演会『チームビルディングの実践』 ～現役機長に学ぶ!チームワークとリーダーシップの極意～

航空機の安全運航を支える現役機長が、冷静な判断力とリーダーシップによるチームビルディングの考え方を紹介。企業経営者や管理職にも役立つ組織力向上のヒント満載の講演会です。ぜひご参加ください。

申込方法等詳細は、区報ぶんきょう 12月10日号でお知らせします。

日時 令和8年2月25日(水) 14時00分～15時30分

会場 文京シビックセンター 小ホール
(文京区春日1-16-21 文京シビックセンター2階)

参加費 無料

定員 先着300名

講師 青山 哲也氏(日本航空株式会社 運航訓練部 価値創造室 調査役機長(兼)
ボーイング767型機飛行訓練教官)



文京区信用保証料補助終了のお知らせ

「新型コロナウイルス対策緊急資金」及び「現下の経済変動に対応するための特別融資」に係る信用保証料補助について、**令和8年3月31日をもって申請受付を終了いたします。**

現時点で当該申請がお済みでない場合は、速やかにお手続きいただくようお願いいたします。

※なお、緊急資金、事業多角化・業態転換資金それぞれの融資で1事業者1回のみ申請可能となりますので、ご注意ください。

対象	「新型コロナウイルス対策緊急資金」及び「現下の経済変動に対応するための特別融資」を受けた方
申請期間	令和8年3月31日まで
内容	東京信用保証協会へ支払われた信用保証料を一部補助いたします。(上限30万円)
申し込みについて	詳しくは文京区HPをご確認ください。(https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p007801.html)

補助金検索システムをご活用ください!

文京区をはじめ、国や東京都等ではさまざまな補助制度を実施しておりますが、どの制度が活用できるか判断が難しいケースがあるかと思います。補助金検索システムを活用していただくことで、お客様の状況にあった補助金等を簡単に検索することができます。

【簡単な手順は以下になります】

- ① 入力項目にチェック …… 該当する箇所にチェックを入れて検索するだけ
- ② その場で結果を表示 …… 補助金の最新情報が表示されます
- ③ そのまま相談依頼ができます …… 文京区中小企業支援員による訪問相談(無料)等について、ご連絡いたします。

【お問い合わせはこちら】 文京区 区民部 経済課 産業振興係 (TEL 03-5803-1173)

【チェックはこちらから!】 <https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p005127.html>



医療関連産業支援セミナーを開催します

区の地場産業である医療関連産業を支援することを目的に、医療機器製販企業向けのセミナーをオンラインで開催いたします。

実施回 第3回

開催日時 12月17日(水) 10時30分～

テーマ 遠隔医療や在宅医療の普及について学ぶ

出演 片岡 怜氏、川邊 綾香氏

視聴料 無料

申込方法 区ホームページ掲載のチラシより申込みフォームにアクセスし、必要事項をご入力の上、お申込みください。

※Zoom（オンライン会議ツール）の接続環境が必要となります。



▲申込フォーム

コラム 中小企業支援の現場より

—「安全衛生」に取り組みましょう 「安全は全てに優先する」—

文京区中小企業支援員 高井 啓誠



これまで、このコラム欄で「見える化に取り組んでいきましょう」「5Sに取り組んでみては如何でしょうか」と、お勧めシリーズを書いてきました。

今回は、「安全衛生」について書いてみようと思います。というのも、「見える化」や「5S」は安全衛生にも直結する話であり、安全衛生を推進する上での基本のキだからです。

従業員の安全衛生を確保することは、労働安全衛生法にも定められた事業者の義務です。労働災害が多発するようでは、従業員は安心して業務に取り組むことはできません。

安全衛生は、製造工程や建設現場だけの問題とお考えの方もいらっしゃるかもしれません。しかし、事務所の中でも、“回転椅子に乗って、高いところのものを取ろうとしたら、椅子が回ってしまい転落し骨折した”などという事故もまま起きてしまうわけです。また、業務や職場の何らかの影響によりメンタルヘルスになってしまうといったケースも起こっています。従業員のかかわるすべての作業や場所／環境において、安全衛生は最重要事項です。

安全衛生を推進していくための一つのやり方が、「ヒヤリハット」の活用です。

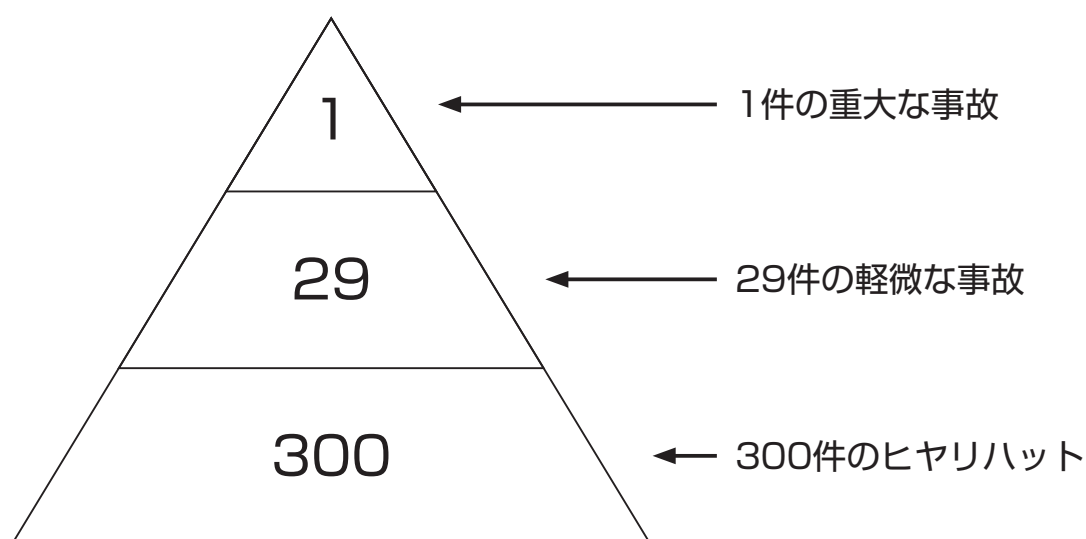
ヒヤリハットとは、手を切りそうになりヒヤリとしたとか、ぶつかりそうになりハッとしたということを指します。支払金額の単位を間違えていることに気が付きヒヤリとしたとか、お客様との約束日だったことを当日に思い出してハッとしたなどという事も含めて良いかと思います。こういったヒヤリハットの

事象を記録し、職場内で「見える化」していくことが肝要です。「見える化」により職場共通で生まれる「気づき」が、他の従業員の不安全行動や誤謬の防止にもつながっていくわけです。ヒヤリハットを起こした本人のみが認識しているだけで他の従業員が知らなかったら、折角の職場事故を予防するチャンスをみすみす逃すことになります。ヒヤリハットの共有が重要な所以であります。

そしてその気づきを生かしながら「5S」を推進することで、より安全安心な環境を維持していけるわけです。さらには危険予知の習慣化にもつながります。経験しても日常的なちょっとした出来事として流してしまったら、その後の行動変容や、注意しようという行動には繋がっていきません。

ヒヤリハットの見える化が重要な理由がもう一つあります。

「ハインリッヒの法則」というのをお聞きになったことはないでしょうか。ハインリッヒの法則とは、「1件の重大事故が発生する裏には、29件の軽微な事故と300件の事故直前の出来事（つまりヒヤリハット）が存在する」というものです。その昔アメリカのハインリッヒという人が提唱しました。



1 : 29 : 300という数字にこだわる必要は全くありませんが、要は、「沢山のヒヤリハットや軽微な事故が起これば、そのうちとんでもない重大事故が発生してしまう可能性があるぞ！」ということと理解して構わないのではないかと思います。日常のちょっとした出来事も、「何の被害もなかったが“事故”である」と、ちゃんと捕え、ヒヤリハットのうちに対策をとって、事故の芽を摘んでおくことが重要なのです。この法則は、元々は人的な事故の話ではありますが、事務処理といったような会社の事業運営にも同じようなことが言えるのではないかと思います。

常時雇用する労働者数が50人以上であれば、衛生管理者の設置が義務付けられています。50人未満であれば、詰まるところ経営者自らが安全衛生に気を配る必要があります。従業員が、安全安心な職場で快適に仕事を行い、充実した会社生活を送れるよう、経営者の方は、是非心を砕いて頂きたいと存じます。

そのことが、必ずや会社を強くすることに繋がっていきます。

文京区今期の特徴点

令和7年7月～9月
調査時期 7年9月中旬
調査方法 面接聴取

製造業の業況は前期同様の厳しさが続いています。小売業の業況は大きく好調に転じています。サービス業の業況は前期同様の良好感が続いています。卸売業の業況は悪化に転じ、不動産業の業況は大きく良好感が強まっています。

【製造業】

前期		-12.8	製造業の業況は前期同様の厳しさが続いています。DI値は、文京区では1.6ポイント増の-11.2、全都では1ポイント増の-10です。文京区の各項目をみると、売上額は2.2ポイント増の-15.4とわずかに減少幅が縮小し、収益は1.8ポイント増の-21.8と前期並みの減少が続いています。来期の業況は今期並みの悪化幅が続くと予測されます。売上額は改善し、収益は減少幅が縮小する見込みです。
今期		-11.2	
来期		-9.3	

【小売業】

前期		-1.5	小売業の業況は大きく好調に転じています。DI値は、文京区では12.2ポイント増の10.7、全都では1ポイント増の-14です。文京区の各項目をみると、売上額は1.6ポイント減の15.3と前期同様の増加が続き、収益は3.9ポイント減の9.4とわずかに増加幅が縮小しています。来期の業況は好調感が後退する見込みです。売上額・収益はともに増加傾向が後退する見込みです。
今期		10.7	
来期		1.0	

【サービス業】

前期		13.9	サービス業の業況は前期同様の良好感が続いています。DI値は、文京区では1.5ポイント減の12.4、全都では1ポイント増の-3です。文京区の各項目をみると、売上額は8.7ポイント減の15.3、収益は5.3ポイント減の9.0と、ともに増加幅が縮小しています。来期の業況は好調感が弱まると予測されます。売上額は増加傾向が後退し、収益はやや増加幅が縮小する見込みです。
今期		12.4	
来期		6.0	

【卸売業】

前期		2.1
今期		-6.0
来期		-3.8

【不動産業】

前期		5.1
今期		22.2
来期		20.0

スポット君 景気予報							
	好調	←	普通	→	不調		
製造業	20以上	19~10	9~0	-1~-10	-11~-20	-21~-30	-31以下
小売業	10以上	9~0	-1~-10	-11~-20	-21~-30	-31~-40	-41以下
サービス業	15以上	14~5	4~-5	-6~-15	-16~-25	-26~-35	-36以下
卸売業	20以上	19~10	9~0	-1~-10	-11~-20	-21~-30	-31以上
不動産業	10以上	9~0	-1~-10	-11~-20	-21~-30	-31~-40	-41以下

有効回答事業所数	
製造業	52
小売業	19
サービス業	30
卸売業	14
不動産業	12

特別調査「不透明感が増す経済社会情勢と中小企業経営」

本調査結果の特徴

- ①米国経済社会政策による貴社売上への影響について、これまでの売上に関し、全業種では「特に影響がなかった(68.2%)」が最も高く、次いで「わからない(21.2%)」となっている。業種別では、建設業にて「特に影響がなかった」が83.3%と最も高く、製造業(70.6%)、サービス業(70.0%)においても最も高い。不動産業では「特に影響がなかった」「わからない」がともに41.7%と判断が分かれている。今後の売上に関し、全業種では「特に影響がないと予想する(43.9%)」が最も高く、次いで「多少の悪影響があると予想する(22.7%)」となっている。業種別では、卸売業にて「特に影響がないと予想する」が7.1%と全業種の中で最も低く、さらに「多少の悪影響があると予想する」が50.0%と他業種より高く、今後の影響を懸念する傾向が高い。
- ②中国経済減速による間接的事象も含めた影響について、全業種では「特に影響を見込んでいない(68.7%)」が最も高く、次いで「原材料・部品・商品等の調達難(12.2%)」となっている。業種別では、サービス業にて「特に影響を見込んでいない」が83.3%と最も高く、不動産業(81.8%)、製造業(70.6%)と続く。卸売業では「特に影響を見込んでいない」「中国からの輸入コストの上昇」がともに28.6%となっており、売上・調達面・為替なども含め中国経済減速による複合的な影響を懸念している。建設業では「原材料・部品・商品等の調達難」が33.3%と他業種より高い。
- ③貴社にとって望ましい外国為替相場の水準について、為替に関し、全業種では「自社には関係ない(29.0%)」が最も高く、次いで「現状より円高傾向が望ましい」「わからない」がともに26.0%となっている。業種別では、卸売業にて「現状より円高傾向が望ましい」が57.1%と最も高く、円高を望む傾向が顕著である。一方、製造業では「自社には関係ない」が36.0%と他業種より高い。物価上昇に関し、全業種では「悪い影響をもたらしている(51.1%)」が最も高く、次いで「どちらともいえない(22.9%)」「わからない(13.0%)」と続く。業種別では、小売業にて「悪い影響をもたらしている」が57.9%と他業種より高く、一方で不動産業のみ33.3%と50%を下回っている。建設業では「自社には関係ない」が33.3%と他業種より高い。
- ④不透明感増す経済社会情勢で見直したい取組について、全業種では「既存顧客との関係強化(33.3%)」が最も高く、次いで「新規顧客の開拓」「コスト削減」がともに27.3%となっている。業種別では、卸売業にて「新商品・サービスの開発」が57.1%と最も高い。建設業では「資金繰りの見直し(50.0%)」、サービス業では「新規顧客の開拓(43.3%)」、小売業では「コスト削減(42.1%)」、製造業では「既存顧客との関係強化(39.2%)」がそれぞれ最も高く、業種ごとに最も見直したい取組が異なる。
- ⑤不透明な経済情勢で地域金融機関に望むことについて、全業種では「要望に対する迅速な対応(61.1%)」が最も高く、次いで「担当者の頻繁な人事異動がないこと(26.0%)」、「担当者交代時の丁寧な引継ぎ(17.6%)」の順となっている。業種別では、サービス業にて「要望に対する迅速な対応」が70.0%と最も高く、「要望に対する迅速な対応」は卸売業を除きそれぞれの業種で最も高い。卸売業では「担当者の頻繁な人事異動がないこと(42.9%)」が最も高い一方で、「特に期待していない」が21.4%と他業種より高くなっている。建設業では「担当者交代時の丁寧な引継ぎ」が33.3%と他業種より高い。

(特別調査データ)

【問1】トランプ大統領就任後、米国の経済社会政策(関税等)には不透明感が増しています。こうした動きを受けて、貴社の売上にこれまで影響がありましたか。次の1～5の中から1つ選んでお答えください。また、今後の売上に影響があると予想しますか。次の6～0の中から1つ選んでお答えください。

単位：%

項 目	全 体	製造業	卸売業	小売業	サービス業	建設業	不動産業
【これまでの売上】							
1. 大いに悪影響があった	0.8	—	7.1	—	—	—	—
2. 多少の悪影響があった	9.8	13.7	7.1	—	10.0	—	16.7
3. 特に影響がなかった	68.2	70.6	57.1	78.9	70.0	83.3	41.7
4. むしろ良い影響があった	—	—	—	—	—	—	—
5. わからない	21.2	15.7	28.6	21.1	20.0	16.7	41.7
【今後の売上】							
6. 大いに悪影響があると予想する	2.3	3.9	7.1	—	—	—	—
7. 多少の悪影響があると予想する	22.7	13.7	50.0	15.8	30.0	16.7	25.0
8. 特に影響がないと予想する	43.9	51.0	7.1	68.4	36.7	50.0	33.3
9. むしろ良い影響があると予想する	0.8	2.0	—	—	—	—	—
0. わからない	18.9	15.7	28.6	5.3	23.3	—	41.7

【問2】中国経済の減速が懸念されていますが、貴社に対して間接的な事象も含めてどのような影響が見込まれますか。あてはまるものを次の1～0の中から3つ以内で選んでお答えください。

単位：%

項 目	全 体	製造業	卸売業	小売業	サービス業	建設業	不動産業
1. 中国企業や個人向け売上の減少	5.3	—	21.4	5.3	6.7	—	9.1
2. 中国と取引のある元請け企業からの受注減少	2.3	2.0	7.1	—	3.3	—	—
3. 中国からの輸入コストの上昇	10.7	13.7	28.6	5.3	—	—	9.1
4. 中国製品との価格競争の激化	2.3	2.0	14.3	—	—	—	—
5. 原材料・部品・商品等の調達難	12.2	13.7	21.4	15.8	3.3	33.3	—
6. 売掛金回収リスクの増大	1.5	3.9	—	—	—	—	—
7. 為替変動による収益の悪化	6.9	5.9	21.4	5.3	6.7	—	—
8. 中国人労働者の増加	0.8	—	—	—	3.3	—	—
9. その他	1.5	—	—	—	3.3	16.7	—
0. 特に影響を見込んでいない	68.7	70.6	28.6	68.4	83.3	50.0	81.8

【問3】今後の外国為替相場(主に円ドル相場)の貴社にとって望ましい水準について、次の1～5の中から1つ選んでお答えください。また、コロナ禍以降の物価上昇傾向が貴社の経営にもたらす影響について、次の6～0の中から1つ選んでお答えください。

単位：%

項 目	全 体	製造業	卸売業	小売業	サービス業	建設業	不動産業
【為替】							
1. 現状より円高傾向が望ましい	26.0	24.0	57.1	31.6	16.7	16.7	16.7
2. 現状程度が望ましい	9.9	10.0	7.1	—	16.7	16.7	8.3
3. 現状より円安傾向が望ましい	6.9	8.0	—	10.5	3.3	—	16.7
4. 自社には関係ない	29.0	36.0	14.3	26.3	26.7	33.3	25.0
5. わからない	26.0	22.0	21.4	26.3	33.3	33.3	25.0
【物価上昇】							
6. 良い影響をもたらしている	0.8	2.0	—	—	—	—	—
7. どちらともいえない	22.9	24.0	35.7	21.1	16.7	—	33.3
8. 悪い影響をもたらしている	51.1	52.0	50.0	57.9	53.3	50.0	33.3
9. 自社には関係ない	10.7	10.0	7.1	15.8	6.7	33.3	8.3
0. わからない	13.0	12.0	7.1	5.3	16.7	16.7	25.0

【問4】不透明感が増す経済社会情勢を受けて、経営面で今後見直したい取組みはありますか。次の1～0の中から3つ以内で選んでお答えください。

単位：%

項 目	全 体	製造業	卸売業	小売業	サービス業	建設業	不動産業
1. 事業の多角化	10.6	9.8	14.3	5.3	13.3	16.7	8.3
2. 新規顧客の開拓	27.3	27.5	35.7	15.8	43.3	—	8.3
3. 既存顧客との関係強化	33.3	39.2	35.7	21.1	33.3	16.7	33.3
4. 新商品・サービスの開発	17.4	17.6	57.1	10.5	13.3	—	—
5. デジタル化の推進	16.7	15.7	21.4	5.3	20.0	33.3	16.7
6. 従業員教育の強化	24.2	13.7	28.6	26.3	36.7	16.7	33.3
7. 資金繰りの見直し	12.1	9.8	14.3	10.5	6.7	50.0	16.7
8. コスト削減	27.3	27.5	7.1	42.1	30.0	33.3	16.7
9. その他	0.8	2.0	—	—	—	—	—
0. 特にない	12.9	15.7	7.1	10.5	6.7	33.3	16.7

【問5】不透明感が増す経済社会情勢を受けて、地域金融機関の体制面で望むことについて、次の1～0の中から3つ以内で選んでお答えください。

単位：%

項 目	全 体	製造業	卸売業	小売業	サービス業	建設業	不動産業
1. 担当者の訪問回数の増加	4.6	2.0	14.3	5.3	6.7	—	—
2. 担当者訪問時の滞在時間の延長	—	—	—	—	—	—	—
3. 担当者交代時の丁寧な引継ぎ	17.6	15.7	21.4	5.3	23.3	33.3	18.2
4. 担当者の頻繁な人事異動がないこと	26.0	27.5	42.9	10.5	26.7	33.3	18.2
5. 支店窓口での相談機能の強化	1.5	3.9	—	—	—	—	—
6. I B等の非対面チャット	5.3	—	7.1	5.3	13.3	—	9.1
7. 金融機関本部専任者・外部専門家による支援	9.9	13.7	7.1	—	13.3	—	9.1
8. 要望に対する迅速な対応	61.1	64.7	28.6	57.9	70.0	66.7	63.6
9. その他	0.8	—	—	—	3.3	—	—
0. 特に期待していない	11.5	9.8	21.4	21.1	—	16.7	18.2

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

（令和7（2025）年10月1日から施行される項目を一部抜粋）

<柔軟な働き方を実現するための措置等>

（1）育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

- ・事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、以下5つの選択して講ずべき措置の中から、2つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。
- ・労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。
- ・事業主が講ずる措置を選択する際、過半数組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。

選択して講ずべき措置

- ① 始業時刻等の変更
- ② テレワーク等（10日以上/月）
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇）の付与（10日以上/年）
- ⑤ 短時間勤務制度

フルタイムでの柔軟な働き方

注：②と④は、原則時間単位で取得可とする必要があります

（2）柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

3歳未満の子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として（1）で選択した制度（対象措置）に関する以下の事項の周知と制度利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※ 利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません。

周知時期	労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間 （1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで）
周知事項	① 事業主が（1）で選択した対象措置（2つ以上）の内容 ② 対象措置の申出先（例：人事部など） ③ 所定外労働（残業免除）・時間外労働・深夜業の制限に関する制度
個別周知・意向確認の方法	① 面談 ② 書面交付 ③ FAX ④ 電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

<仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮>

（1）妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取

事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する以下の事項について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

意向聴取の時期	① 労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき ② 労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間 （1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで）
聴取内容	① 勤務時間帯（始業および終業の時刻） ② 勤務地（就業の場所） ③ 両立支援制度等の利用期間 ④ 仕事と育児の両立に資する就業の条件（業務量、労働条件の見直し等）
意向聴取の方法	① 面談 ② 書面交付 ③ FAX ④ 電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

（2）聴取した労働者の意向についての配慮

事業主は、（1）により聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮しなければなりません。

具体的な配慮の例

- ・勤務時間帯、勤務地にかかる配置 ・両立支援制度等の利用期間等の見直し
- ・業務量の調整 ・労働条件の見直し 等

詳細はQRコードよりご確認ください。



▲厚生労働省HP

お買い物は文京区で！！